

平成 24 年 9 月 定例会

経 済 委 員 会 説 明 資 料
(その 2)

農 林 水 産 部

目 次

I 提 出 案 件

1	その他の議案等	1
	(1) 平成23年度決算に係る資金不足比率の報告について	1

1. その他の議案等

(1) 平成23年度決算に係る資金不足比率の報告について（林業戦略課）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成23年度決算に係る資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

会 計 名	資 金 不 足 比 率
徳島県港湾等整備事業特別会計	— %

（備考）資金不足額がないため、「—」と記載した。

徳 監 第 1 0 6 号
平 成 2 4 年 9 月 1 1 日

徳 島 県 知 事 飯 泉 嘉 門 殿

徳 島 県 監 査 委 員
徳 同 同 同 同

西 川 原 元 岩

村 木 丸

正 廣 孝 章 正

二 道 仁 生 史

平 成 2 3 年 度 決 算 に 係 る 健 全 化 判 断 比 率 及 び 資 金 不 足 比 率 の
審 査 意 見 に つ い て

地 方 公 共 団 体 の 財 政 の 健 全 化 に 関 す る 法 律 第 3 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ い て 審 査 に 付 さ
れ た 健 全 化 に つ い て 判 断 の 比 率 及 び 同 意 書 を 提 出 し ま す 。
比 率 に つ い て 審 査 に 付 さ れ た 資 金 不 足

資 金 不 足 比 率 審 査 意 見 書

- 第 1 審査の対象
 知事から提出された平成23年度決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。
- 第 2 審査の手続
 審査にあたっては、算定の基礎となる事項を記載した書類の計数を確認し、比率が適正に算定されているか、算定した期を主眼とし、決算審査及び現金出納の精査の結果も考慮に入れた上で、適正であると認められる。
- 第 3 審査の意見
 審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いづれも適正なものと認められる。

会 計 名	平成23年度	経営健全化基準
徳島県流域下水道事業特別会計	— %	2 0 %
徳島県港湾等整備事業特別会計	—	2 0
徳島県病院事業会計	—	2 0
徳島県電気事業会計	—	2 0
徳島県工業用水道事業会計	—	2 0
徳島県土地造成事業会計	—	2 0
徳島県駐車場事業会計	—	2 0

(注) 資金不足比率は、資金不足額がないため、「—」と記載した。